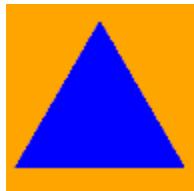


ご存知ですか？

国民保護



姫路市国民保護計画



平成19年3月
作成

姫路市では、国民保護法の規定により国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平成19年3月に「姫路市国民保護計画」を作成しました。

万が一、事態が発生した場合には、市は、全力を挙げてこの計画に基づく対応を行いますが、被害を最小とするためには、市民のみなさんに国民保護についての正しい知識を身につけていただき、事態発生時に適切に行動していただく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

国民保護法の成立

わが国に対する外国からの武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするため、平成16年6月に、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が成立しました。

国民保護とは

国民保護とは、国民保護法に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

こうした事態は、国による最大限の外交努力等により未然に防ぐのが当然ですが、万が一、発生した場合には、国や県、市などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を行います。

国民保護が対象とする事態

武力攻撃事態



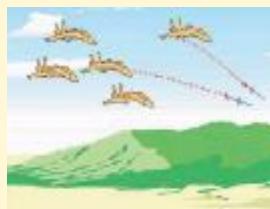
着上陸侵攻



ゲリラ・特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃

緊急対処事態(大規模テロなど)



石油コンビナートなどの爆破、危険物積載船への攻撃など



大規模集客施設、ターミナル駅や列車の爆破など



放射性物質の拡散、炭疽菌やサリンの大量散布など

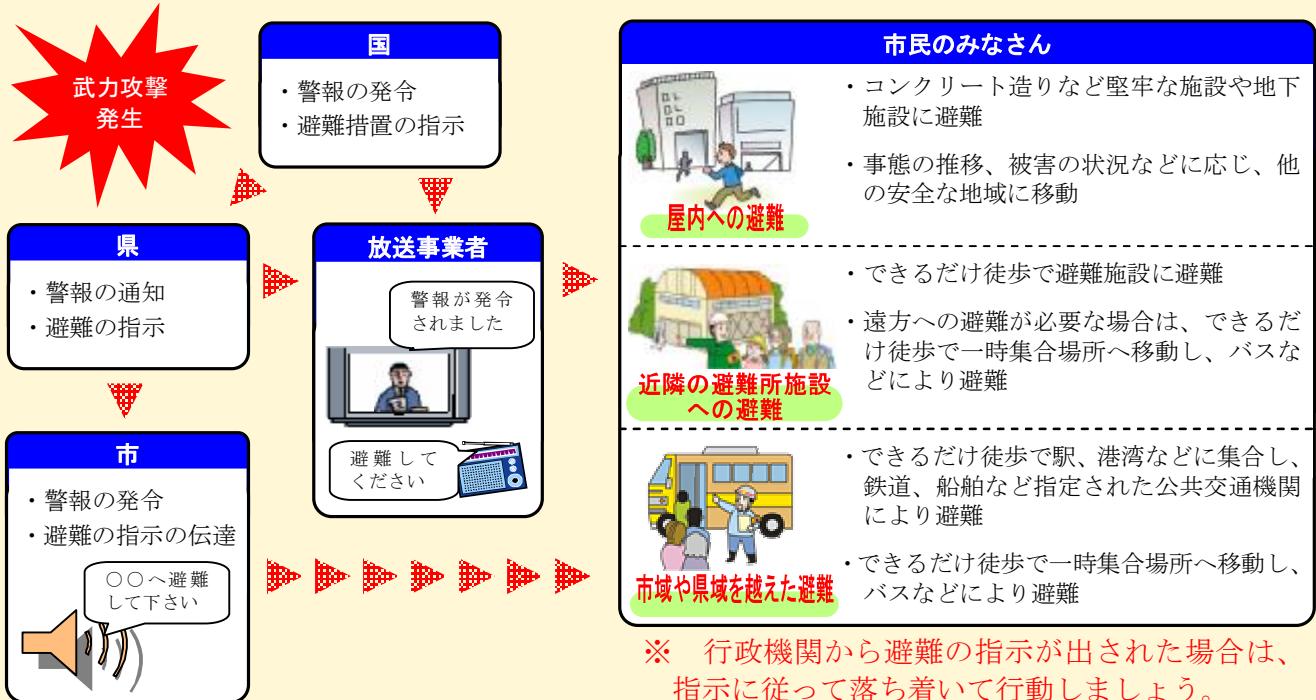


航空機による自爆テロなど

武力攻撃等による被害の最小化にはみなさんのご理解とご協力が必要です

避難のしくみ

- 国は、武力攻撃や大規模テロなどが迫った場合、その情報を把握し、警報を発令します。また、避難の必要があると認めた場合は、避難措置の指示を県に行います。
- 県は、市や放送事業者に対して警報の通知や避難の指示を行います。
- 市では、サイレン等を使用して注意をよびかけ、警報の内容をお伝えします。また、市職員や消防機関により、みなさんの避難誘導を行います。



※ 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

市民のみなさんの協力

水・食料の備蓄や非常持ち出し品の準備などとともに、武力攻撃災害から多くの方を守ることができるよう、みなさんに次のようなご協力をお願いすることがあります。

1 避難住民の誘導

- 高齢者や障害者が避難する際の援助
- 家庭や学校、事業所などにおける安否確認 など

3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助など

- 消火のための水の運搬
- 救助のための資機材の提供 など

2 避難住民等の救援

- 食料、飲料水などの配布
- 炊き出しの実施 など

4 保健衛生の確保

- 健康診断の実施
- 衛生広報のためのパンフレットの配布 など

※ みなさんのご協力は、自発的な意思にゆだねられるものです。

市は、協力していただく方の安全確保に十分配慮します。

国民保護に関する詳しい情報は、下記のホームページをご覧下さい。

- 内閣官房国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/> (国民保護のサイレンのサンプル音を聞くことができます。)
- 兵庫県の国民保護 http://web.pref.hyogo.jp/town/cate3_221.html
- 姫路市の国民保護 <http://www.city.himeji.hyogo.jp/syoubou/plaza/kokuminhogo/index.html>



このマークは、国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章です。



姫路市防災センター

■ 姫路市消防局危機管理室 国民保護担当

〒 670-0940

姫路市三左衛門堀西の町3番地

電話 079-223-9598

FAX 079-223-9541

E-mail kokuminhogo@city.himeji.hyogo.jp